

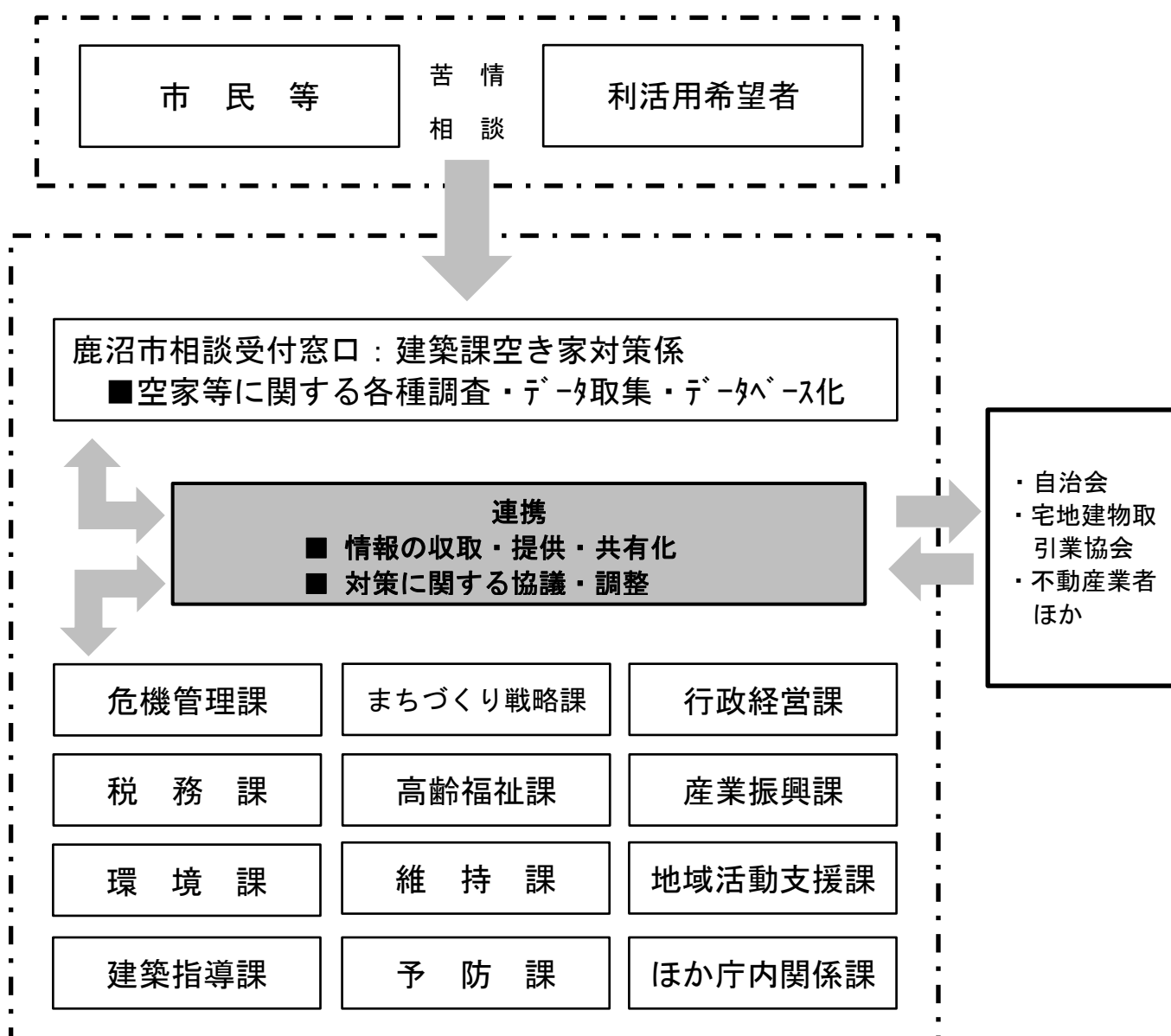
第5章 空家等対策の推進体制

1 体制の整備

(1) 相談窓口の体制

市民から空家等に対する苦情や所有者等からの利活用に関する相談などに迅速に対応するため、関係各課の連携を含めた体制の整備が必要になります。市では、市民の分かりやすい包括的かつ体系的な体制の整備を行います。

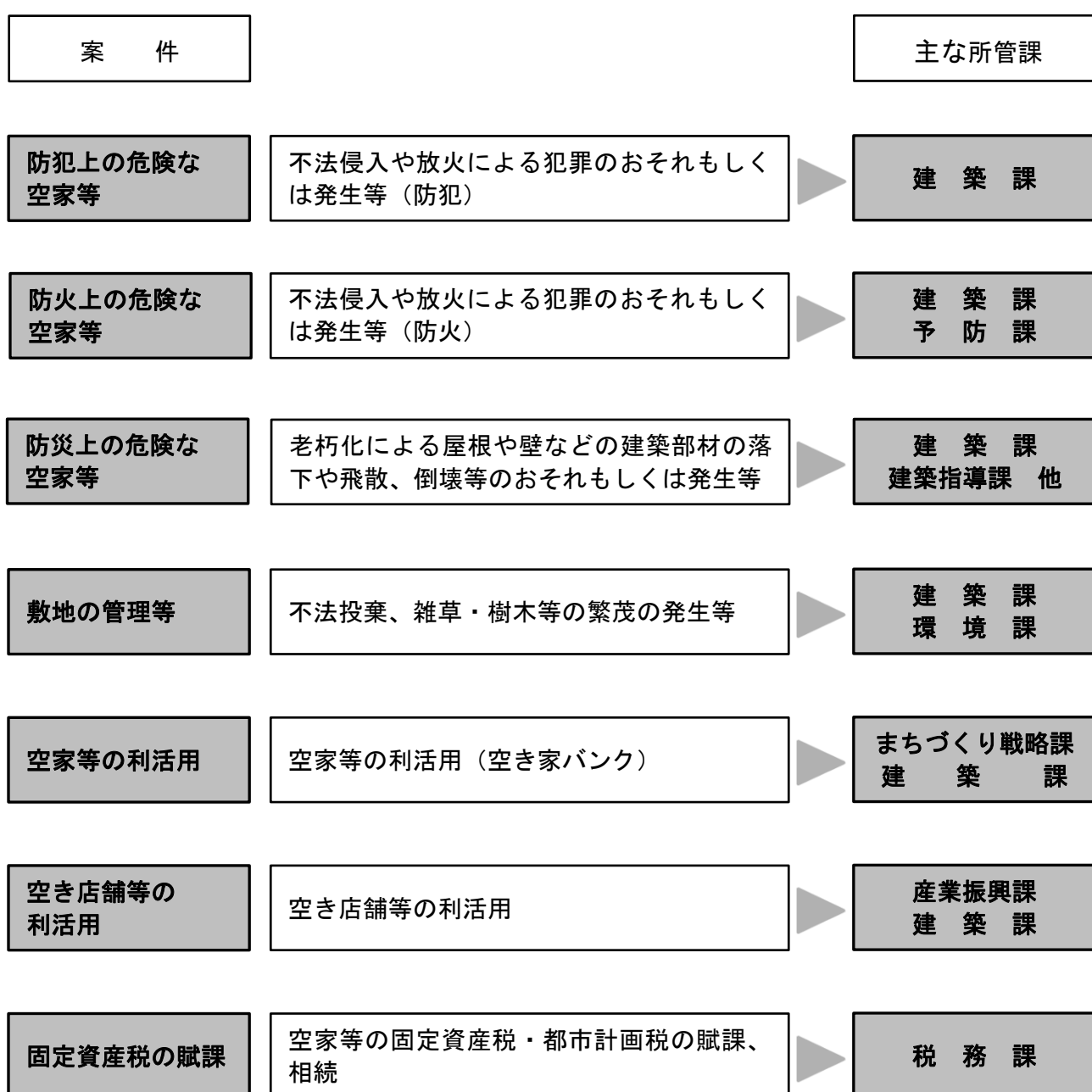
鹿沼市空家等対策 実施体制のイメージ図①



(2) 庁内の協力関係部課等

空家等対策においては、関係法令が多岐にわたるとともに、対応のあり方も状況によって異なるため、前記(1)相談窓口の体制の整備とあわせ、その連携を持続的に行うことができるよう、役割分担と担当所管の明確化を行います。

鹿沼市空家等対策 実施体制のイメージ図②



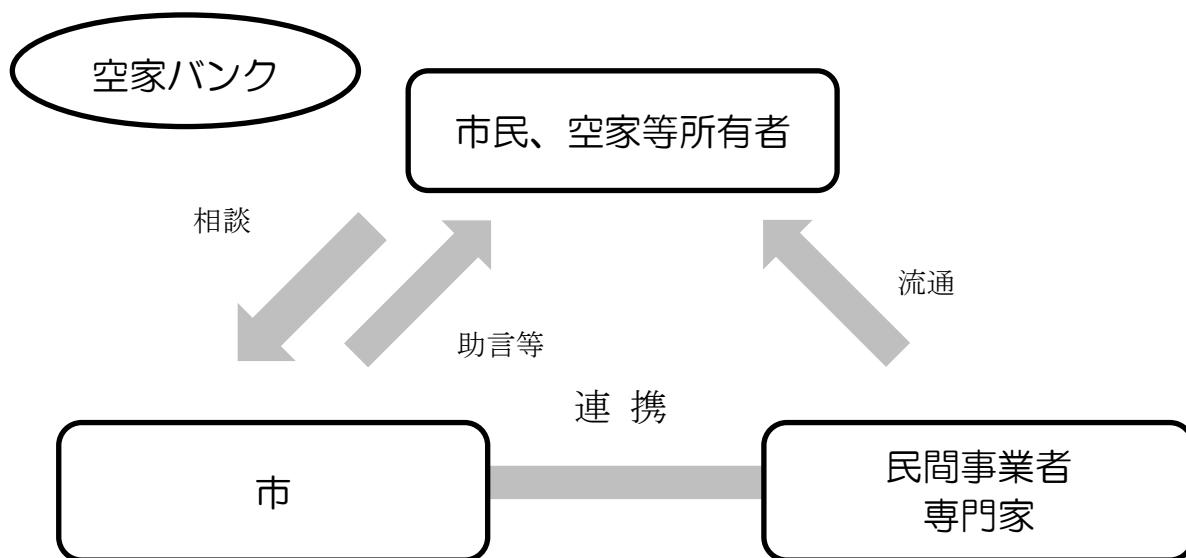
※実施体制のイメージ図における所管は、令和3年4月1日時点のものです。

(3) 空家等に関するデータベースの整備

空家等に関する正確な情報を共有し、空家等の対策を効率的に推進するため、空家等のデータベースの整備として、令和元年度に空家管理情報システムを導入しました。

(4) 専門家、民間事業者との連携

民間事業者や専門家と組織する各種関係団体との連携に加え、市場での流通促進を図るため、個々の事業者が取組みに参画しやすい環境を整備するなど、関係機関との連携を進めています。



2 進捗管理と検証

計画は、その策定過程が重要であると同時に、着実に進めていくことが重要であることから、計画の進捗管理と事業を検証し、適宜見直しを行います。そのための体制を確実に整備し、計画の実現に努めます。

(1) 空家等対策審議会の役割

条例第6条に基づき、鹿沼市空家等対策審議会において、公正・中立な立場で具体的な事業等の取組状況を検証します。

(2) 緊急応急措置

空家等が危険となることが切迫し、かつ、当該空家等の所有者等が判明しないときは、危険な状態となることを防止するため、条例に基づき、市は必要最低限の措置を講じます。